

議案第68号

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約を変更する協議について

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を次のとおり変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年8月9日

三朝町長 吉田秀光

平成16年8月9日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約

第1条 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約（昭和43年告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「八頭東部環境施設組合」を「八頭環境施設組合」に改める。

第2条 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を次のように改正する。

別表東伯郡の項中「東伯町、赤碕町」を「琴浦町」に改める。

附 則

この規約は平成16年9月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は平成13年4月1日から適用する。